

堺市社会的養育推進計画 第1回懇話会

日 時：令和6年5月20日（月）9:30～

場 所：堺市役所本館地下1階 多目的室

○司会 お待たせいたしました。ただ今より、堺市社会的養育推進計画懇話会を開催いたします。本日は、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。私、本日司会を務めさせていただきます、堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課課長の立道でございます。よろしくお願いいたします。最初に、本日配付の資料等について確認をいたします。第1回懇話会の次第、資料1-1が堺市社会的養育推進計画懇話会開催要綱、資料1-2が堺市社会的養育推進計画懇話会委員名簿、資料2が次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領〈概要〉、資料3が社会的養育推進計画の全体像、資料4が懇話会のスケジュール、資料5が各項目シートのイメージ、資料6が施設入所児童等に対するアンケート調査、最後に、資料7が各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込みになっております。資料等はすべてそろっておりますでしょうか。それでは、『委員紹介』に入らせていただきます。

<委員・事務局 自己紹介>

○司会 本日は、資料1 懇話会要綱第6項に基づき、公開となっておりますのでよろしくお願いいたします。現在、傍聴者はおられません。本日の会議内容は、会議録作成のために録音させていただきます。また、会議録につきましては、堺市のHPへ公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。本日は、井上委員と村上委員が欠席となっております。続きまして、『座長選出』に移らせていただきます。座長選出については、資料1 懇話会要綱第4項に基づきまして、構成員の互選により、定めることとなっております。本懇話会の座長を決めさせていただきたいと思います。委員の皆様で自薦、他薦等ございましたらお願いします。

○福田委員 伊藤委員に座長をお願いできればと、推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○司会 今、福田委員より、伊藤委員を座長にとのお声がございましたが、皆様いかがでしょうか。異議なしということですので、伊藤委員、座長をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。それでは、伊藤座長、お席の移動をお願いいたします。それでは、座長にご就任いただきました伊藤座長より一言お言葉をいただけたらと思います。

○伊藤座長 改めまして座長を仰せつかりました大阪公立大学の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。5年前、2019年度末に堺市の社会的養育推進計画懇話会で推進計画を立てて5年目になります。この4年間の間で、例えば堺市でも若い命が奪われるというような事件もあり、乳児院が新しく愛育社の方に設置されたり、様々な変化があったかと思います。その一方で、やはり4ヶ所ある児童養護施設の状況でありますとか、里親委託率の向上の目標値を上げましたけれども、それがどの程度達成されたのか、もしくは達成されてないのであれば、今後、どのような策を講じなければいけないのか等々、堺市の社会的養育の現在地をしっかりと見据えた上で、これからの計画を皆さんと一緒に考えていきたいと思いますので、皆様どうぞご協力ご支援のほど、よろしくお願いいたします。簡単ですが以上で挨拶と代えさせていただきます。あと、この懇話会で私がやむなくこの会議に出席できない、座長としての役割を果たすことができないための、あらかじめその役割を果たしていただく代理を務めてくれる人を指名する必要がありますので、福田委員にその任をおまかせしたいと思いますがよろしいでしょうか。福田委員どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 はい、ありがとうございました。それでは、これ以降の進行は伊藤座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○伊藤座長 それでは懇話会の進行を引き継ぎまして、議事に移らせていただきたいと思います。それでは議事次第に沿って進行させていただきます。1番の堺市社会養育推進計画策定の目的等について、2番のスケジュール等について、一括で事務局の方からご説明のほどよろしくお願いいたします。

○事務局 議事、①堺市社会的養育推進計画策定の目的等について
②スケジュール等について 説明
資料2、3、4、5に沿って説明

○伊藤座長 ただいま事務局から説明があった通りなんですけれども、資料2のところで説明いただきました計画記載事項のところで、前回の2019年度末に策定したときからいろいろ変わったところがありまして、例えば今、資料5を使って説明してもらいましたが、今回の場合は、達成目標とか数値目標がかなり細かく要求されているということと、目標を設定した根拠になる分析とか、エビデンスみたいなところも求められているってところが一つ今回の特徴かなと思います。それとその一方で前回からもそうなんですけど、今回さらに強調されたこととして、この計画にきちんと当事者の声を盛り込んでいこうということが非常に強調されていて、なのでこの後また事務局の方から説明があります当事者である施設の子どもたちへのアンケートの実施である

とか、それに加えて堺市の場合は、こちらの懇話会のメンバーに、池尻委員と村上委員をお迎えし、社会的養護を経験された当事者の方に参画していただいている忌憚なきご意見をいただくということにしております。また資料3のところでも説明がありましたが、今回新しく追加されたものとして、特定妊婦を含む支援を必要とする妊産婦の支援に向けた取り組みというところで、ここの社会的養護社会的養育の分野、どうしてもその、例えば母子生活支援施設のあり方について改めてしっかりと検討していくことに加えて福祉部局だけではなくて母子保健であったりとか、精神保健とかの分野であったりとか多分野や他機関との連携を踏まえた計画を立てていく必要があらうかということと。あと、12番の障害児の入所施設における支援というのが新しく加わりましたが、今回堺市にはこの施設がないので、国にも問い合わせたところこれは含めないということになりましたが、そもそもこの障害児入所施設における支援が加えられた背景として、子どもの権利擁護、子どもの意見聴取とか子どもの声を聞くという仕組みの中で、乳幼児とか、障害のある子とか、言葉で意見を表明できない子の権利をどうするのかといったところが、非常に国の方でも議論になってここに新しく加えられたってことがありますので、堺市として障害児入所施設の小規模化とか、そういったことは話し合うことではないのですけれども、それ以外の文脈の中で、障害のある子も含めた子どもの養育とか権利擁護、支援についてぜひご検討ご議論いただけたらというふうに思います。ちょっと喋り過ぎましたけれども、先ほどの事務局からのご説明につきまして個別の項目については、6月7月の検討会で深堀をしていきますが、こういった全体像ですとか目標とかスケジュール等につきまして、どんな観点からでも結構でございます、委員の皆様からご質問、ご発言等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。ご質問でも感想とかコメントでも結構です。

○福田委員　なかなか大変な作業になるんだなという説明を聞いてわかりました。ただ、その一方でその前提として、その堺市としての社会的養育の全体像であるとか、今後の方向性はそういったものをしっかり示した上で、それをベースにした計画、もしくは数値目標みたいなものになってくるのかなというふうに思いましたので、なかなかタイトな予定だということがよくわかりましたけども、貴重なこういった問題を検討する機会ですので、ぜひ今後ですね、堺市の社会的養育の方向性がどうあるべきなのか、国が言っていることだけではなくてそれを取り込んだ上で、堺市の方向性というものもあわせて検討できるといいのかな。ぜひそういった観点で私も見ていきたいなというふうに思いました。

○神田委員　中間年の計画の見直しということなので、さっきご説明がありました、前計画の今後の取り組み状況で、中間年になって取り組みができたものできないものという事実だけではなく、なぜ取り組めないのかというところに、とても大きな課題がある

と思います。堺市としてもその辺りを明確にしながら次の計画を考えることになるので、その辺の理由等もまた説明をどうぞよろしくお願いします。

○中村委員 私は今おっしゃられたことに加えて特段にはないんですけども、資料5に書かれてある、両面に書かれている項目を見て、自分が今何を検討して、どういう意見を述べるのかということは、具体的なイメージが正直わいてない部分がありますので、そこら辺は事前に資料をお送りいただけるということなので、そこら辺をまたしっかり見て、具体的なイメージを持って会議に望んでお役に立てるようにしたいと思います。

○門屋委員 今年度は、期限が組まれてないので、(12)の障害児施設における支援っていうのはないんですけど、私の中で今ふっと疑問に思ったのは、結構今インクルーシブとかってなっているんですけど、これはまた別立てでいくのか。もともとあるその施設の中に障害児のお子さんが入って行って、包括的な、そういった社会的養護の枠組みになっていくのはどうなっていくのかなっていうのが、今ちょっと頭の中で一つ芽生えているクエスチョンで、そういったところが、また里親の方にこういった要望っていうんですか、社会的養護の一翼を担っているところの要望として、私たちの団体が果たすべき役割はどういったことになってくるのかなって言うのが一つあります。

○伊藤座長 里親養育の中で障害のあるお子さんの養育を受託した方々への支援であるとか、その障害のある子へのご支援みたいなところ、またその里親養育とかの流れの中で、また検討していけたらというふうに思います。前回の懇話会では、母子生活支援施設の先生に入ってもらってなかったんですけども今回から参画していただくということで、ちょっと声を聞かせていただけたらと思います。

○丸山委員 母子生活支援施設は全国に220ヶ所ほどありまして、堺市には唯一の施設となっております。母子生活支援施設の機能とか、専門性、蓄積してきたノウハウとかもたくさんありますし、子どもたちのためについていうのと同時に、今回新しく加えられた妊産婦への支援っていうのも、私たちの施設には特定妊婦さんもたくさんいらっしゃるんで、施設のそれを生かした取り組みを活用していただきたいなと思って先ほどからお話聞かせていただいております。ちょっとついていくのが必死なところがありますので、また具体的に施設のご説明をさせてもらえたらなと思っています。よろしくお願いします。

○伊藤座長 緊急保護だったりショートステイだとか地域支援とか多機能化の部分でも、あの母子生活支援施設の先生方のお話とかご意見を聞かせていただけたらと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

○池尻委員 先ほどから皆さん申し上げておりました通り、やはりあのタイトな日程でございますし、これだけの容量を1年でまとめて5年間の計画でという形で策定しますから、当然どっかしら時代背景にそぐわないものが出てくるだろうなと思います。ただ初めてのことでありますから、私としましてはどうしても施設を出た古い人間でございますので、もう今の施設の子どもたちの価値観やどうしても一部そぐわない部分が出てくると思いますから、そこはやっぱりアンケートなどを使って引き上げていけるのが計画の策定にはベストなんだなと思います。

○伊藤座長 当事者の方としてのご経験の中でその施設の生活だけではなく、担当されていた児童相談所の児童福祉司さんとの中でこう感じておられたこととか、いろんな場面で多分当事者としての伝えたいこととか意見とかも出てこようかと思うのでぜひ遠慮なくご意見いただけたらと思います。それでは次の議題に移りたいと思います。続いて資料6ですね、施設入所児童等に対するアンケート調査の方について事務局の方からご説明をお願いします。

○事務局 資料6 施設入所児童等に対するアンケート調査 説明

○伊藤座長 また気になったところ等、質問ご意見等コメントいただけたらと思うんですが、その中で一つ私の方から、また事務局の方から説明いただいた上で、委員の先生方からご意見もらえたらと思うんですけど、今回、施設と里親家庭で生活する子どもにアンケート協力をお願いするってことで、1ページ目のところで小学校6年生と中3高校3年生に限定してアンケートをお配りするという説明がありました。この堺市で今、社会的養護のもとで生活している子どもたちの小6の子と中3の子と高3の方を全部足しても、40人弱ぐらいなので、それはどうなんだと、もうちょっとたくさんあった方がよければ、小6中3高3に限定しないで、もう全児童にしてはどうかっていうことをさせてもらったんですけど。その中で今事務局として考えてることとしては、このアンケートは、今年だけではなくて毎年聞いていく縦断調査みたいなことをしようと思ったときに、長く施設に暮らしてる子となると、毎年この調査に答えなければいけない。それが大変かもしれないので小6中3高3と区切って、毎年小6中3高3の方の声を聞いていくっていうような調査のデザインを考えていくっていうこと。どっちも賛否両論あるかと思うんですね。例えば毎年、全児童に聞いていくと、聞いていくことでわかることもあるかもしれないし、逆に毎年小6中3高3つまり毎年違う方に聞くと、毎年違う子に聞くっていうことは何かその子なりの感じ方とかもいろいろ変わるかもしれないので、それでわかることと、わからないわかりきれないところとか出てくるかと思う。そのアンケートの対象をどうするのかっていうところも委員の先生方からご意見いただきたいと思います。あともう一つが、今回郵送ということで、施設等をお願いして郵

送で返送してもらうということを考えておられるんですけど、一昨年、別の自治体でこの社会的養育推進計画ではない場合だったんですけど、ケアリーバーですね、施設を退所された方に、アンケートをお願いするときに、郵送と QR コードの 2 段構えにしたんですよ。つまり、調査の依頼状に、郵送でも紙のこの調査票を入れる。紙で答えてくれる構わないし、依頼文の最後に QR コード Google-Home でアンケートを作ってこの QR コードを読み取って自分でスマホで回答してねっていうのと、どっちでもいいですよっていうふうにやったら半々でした。110 ぐらい返ってきた中の半分ぐらいは QR コードで、施設に頻繁に出入りしてる子とか、その読み書きが苦手な子とかは、施設に持ち込んで、施設の先生と一緒に読んで、読めない漢字とかルビ振ってたんですけど、「言葉の意味がわからない」とか「回答してください」というのがあって、もし郵送だけだったら、どれぐらい回収率だったのかなと思うんです。けど、ただ今回は現に入所している子どもたちということで高校生とかならスマホを持っていたりしたら、スマホで入れた方が紙でこう書くより早いのかな。その辺も含めて、また委員の皆様からご意見いただきたいなと思っています。全然この点と関係ないご意見もちろん大歓迎ですので、委員の先生方から、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

○福田委員 最初に先生がご指摘された調査の対象については、私の気になるころでした。多分、母数が少ないっていうことを考えるときに、この手の調査のポイントって誰が回答したかわからないようになってますよっていうのが、回答者にとっては回答できる大きな根拠になってくるんだと思うんですけども、ちょっとわかんないんですけど、母子生活支援施設に入っている小 6 中 3 高校 3 って何人なんだろうと考えたときに、うっかり個人が特定されてしまうような、あの母数になりうるんじゃないかっていうことを考えた時に、そこらも含めて検討していく必要があるかなというふうに思いました。それから多分、施設で生活している子どもと里親家庭やファミリーホームで生活している子どものデータって、今後比較検討していく場面も出てくるかなと思うんですけども、そのときに里親やファミリーホームへの調査の場合は小学 5、6 年になってるんですよ。なので、やっぱり調査の対象が微妙にずれてくると比較がとても難しくなってくるかなというふうに思いますので、そこを揃えていくっていうことは、今後、経年取っていくということを考えると必要になってくるのではないかなというふうに思って気になるところでした。そういった意味でいくと細かいところですけども、⑩番ですが、自分自身の意見を伝える、何か相談することを意見表明の項目ですね、そこに里親ファミリーホームの場合は SNS が別途書いてあるとか、学校の先生、里親家庭の 9 番と施設向けの 10 番も、比較できるような項目になっていた方がいいのかなというふうな感じがしました。それから、最後の「退所された方へのアンケート」で「入所していた施設を答えて」、丸は一つということなんですけども、人によってはいくつか経験した子もいるかなということで、何かそこらが 1 ケ所だったのか、いくつか行ったのかみたいなのが

わかるような内容というものがいいのかなあということと、今回の退所された方のイメージっていうのは、ある種、施設から自立していった子どもたちということをイメージしているのか、途中で家庭に帰っていく子とかもいるので、そこらへの扱いをどうしていくのかなみたいなところで、多分、今後の社会養育の流れを考えると、長く施設にいるということを前提としない子どもたちっていうものの声っていうものも、どう拾っていけたらいいのかなみたいなことをイメージしながら、ざっと見させていただきました。

○伊藤座長　いくつか言ってもらったコメントの中で最後の「退所をされた方へのアンケート」の②番のところですね。やっぱりここはシングルアンサーではなくマルチアンサーだろうと思います。あと、乳児院と自立援助ホームが入ってないのはなんでかなっていうのは思って、堺に当時、乳児院がなかったとしても別の自治体の乳児院に入っていて、堺の児童養護に入所して出ていくとか、あと中3で出たあと自立援助ホームも行ったことあるよとかいうことがあったりするかなと思うので、選択肢としては全部入れて、当てはまるもの全てに丸ががいいのかなというのが一つ。あともう一つが、児童養護施設を2ヶ所とか2回みたいな子もいますので、括弧、何ヶ所みたいなのか、里親家庭もそうですね、複数回入った子はいると思います。あの堺の知っているだけでもいるので、なので、その立て付けは必要かなと。あと福田委員から、また里親家庭ファミリーホームの子どもの調査票の選択肢と施設の子どもの向けのやつは、やっぱりおっしゃってくださったように比較ができた方いいので、なるべく揃えられるところは揃えていくっていうのがいいなと思います。横に並べたときに、これは施設だとかこっちが多いけど里親はこれが多いなみたいなこともわかった方がいいし、どっちも多いとか、どっちも少ないとかですね。あと対象児もそうですよね、先ほど個人が特定されるっていうところと少ないと匿名性が担保しづらいっていうところがどうしてもあるので、思い切って小学校5年生以上にするとかっていうのもありかなと思いますが、あの中村先生にお聞きしたかったんですけど、いわゆる司法の世界で、子どもの意見とか意向がそのままこう反映できるとか意見表明できると想定されている年齢みたいなものがあるという話をこないだ弁護士会の勉強会で聞いたんですけど。

○中村委員　家庭裁判所の手続きでは、15歳以上は意見を聞かなければならないというふうにはなっているんですけども、ただ、15歳未満が聞かなくてもいいかということと全くそんなことではなくて、例えば皆さんもよくご存知の児童福祉法28条の手続きなんかではですね、家庭裁判所調査官が子どもの意向調査っていったことをしていて、低学年の子どもに関しては、どこまでその意見を反映させるかということはあるんですけども、ただやはり、15歳、法律上の意見聴取が必要とされている15歳以上で15歳未満は聞かなくてもいいかということは全くそんなことはない。ある程度やはり小学校高学年ぐらいになってきたら本人の意向というのは相当重視されることにもなってきます

し、割と低学年の子たちでも、裁判所がなぜ私がここに来たのかとか、あなたの意見がなぜ大事なのかといったことをすごく平易な言葉で書いて説明して、その子たちの考えというのはできるだけ聴取しようとしていることはあるので、今申したように、小学校の中学年低学年であってもやはり意見はあり、そこをどういうふうに反映させていくかということは、裁判所も重視してるのかなというふうに思います。

○伊藤座長 一つに 15 歳以上なので、中 3 以上は全数として後をどうするかっていうのも論点になろうかと思いますし、そうではなく別のやり方もあろうかと思うんです。一つの目安になろうかと思います。

○門屋委員 アンケートの里親家庭、ファミリーホームの方も多分施設の方も通じてると思うんですけど、特に、「里親家庭、ファミリーホームで生活している皆様へ」のアンケートの裏面の⑧番ですね、「それはどのような悩みですか」というところで、「親やきょうだい、家族のこと、里親宅での人間関係」っていう、ここのところではちょっと「親やきょうだい、家族のこと」っていうその自分のその実親さんとか、血族のある方のなんとなくネガティブな印象のところがあるんですけど、次のあと「意見表明のために、実際使ったことがあるもの」には、「里親家族」だけがあって、「自分の親やきょうだいがそれに含まれてますか」みたいなところがなくて、もし、アンケートの対象が 5 年生 6 年生中学生ってなってくると、その辺、敏感に感じる子はすごく敏感に感じるので、あるならばどちらにも項目としてある方がいいのかなあとと思います。

○伊藤座長 そうですね、これ施設の方もそうだし、里親家庭の方もそうなんですけど、確かにそうですね。相談した人でしたっけ、違うか。8 番、「悩み」か。なるほど、そうですね、今回、悩みの内容もそうだし、私、今聞いて気になったのは、「自分の意見を伝えるとか相談することを意見表明といいます。意見表明のために使ったことがある相談したことがある相手」の中に家族がないですね。

○門屋委員 里親の家族はあるんですけど自分の家族が抜けてて、そこが分類としてその他に追いやられてます。

○伊藤座長 これ例えば施設で被措置児童等虐待なんか起こったときに職員からの性的虐待だとか、あったときに子ども実の親に外泊したときに言ってそこから分かったりもするので、施設の場合も里親の場合も実家族実親とか、きょうだいとかを入れた方がよりいいかもしれないですね。

○神田委員 まず調査の対象ですが「施設で生活している皆様へ」というのは、堺の児童養護施設だけなのか、他市の施設にも措置することもあるし、児童自立施設も心理治療施設も全て堺の子ども相談所が措置している子どもが含まれるのかということが疑問です。また福田委員もおっしゃいましたが、里親さんの生活調査等の比較もするので、そうすると対象も多くはなりますけれども、5、6年生中高生ともう少し対象を膨らました方が、比較ができると思います。5、6年生も子どもにとって、この調査は難しいんですよ。漢字がいっぱいありますし。だから1人で答えろと言うと、答えられなくて終わっちゃう子どももいると思うので、施設の職員さんがついてあげて説明もして質問も聞いて、という取り組みで回収率を上げる必要があるんですね。一方では職員がいてなんか書きにくかったりという面があるんですけど、施設の職員さんは、「自分の気持ちを正直に書いて」ということも配慮しながらご協力をしてほしいと思います。それから細かなところでは、例えば、ケースワーカーについていきなり聞かれても子どもはわかりませんよね。自分のケースワーカーが誰なのか、子ども相談所の担当者についてとか、もう少し優しく聞いてあげた方が答えやすいと思います。また、里親さんのところには心理司が入ってるのかなという素朴な疑問を感じています。もう一点、退所された方の調査は退所をする対象をどの範囲で、何人対象くらいのイメージなのも教えていただきたいです。

○事務局 まず一つ目の施設の話です。施設につきましては、堺市においては、乳児院はアンケートができないので、児童養護施設4つと母子生活支援施設ということで考えております。この母子のアンケートにつきましては、少し児童養護と母子生活支援施設のアンケートで、この内容でマッチするのかなというところは、私自身も思っております。また丸山委員と調整とかもさせていただきながら、作り込みできればなというふうに思っておりますので、施設としては5つというふうに思っています。このアンケートなんですけれども、大阪府と大阪市と同じような様式でやっております。堺市の4施設にお配りして、施設の職員さんに書きにくい子がおられたら説明もしていただくようにしようとは思っています。あと対象（年齢区分）については、私自身も決めかねているというところです。最後の退所のお子さんについてのアンケートなんですけれども、ここについてはどこまでの幅でやるとかっていうところは非常に悩んでいるところでして、二つパターンとして考えております。4施設を退所した方々に施設の職員さんをお願いして配っていただくパターンか、もしくはアフターケア事業部といいまして、退所後の支援をやっている事業者があります。そこに一括してアンケートをお配りさせていただくパターンで思っています。その数っていうのは、どこまで広げるかっていうのは、3年目までにするとか5年目までするとか言っても全然人数も違ってくるので、そのあたり今決めかねているところはあるんですけど、まずはアンケートの中身というのを固めさせていただきたい。福田委員がおっしゃられた部分につきまして、途中で退所

された方っていう部分については、この退所後のアンケートの部分でちょっと拾えてないなというところがございます。これはあくまでも自立支援というか、18 歳とか措置延長とかで退所されたときの、そのときに、お困りごとっていう部分をサポートするためのアンケートになっておりまして、その福田委員の視点は少しかけているところはあかなという印象です。

○伊藤座長 あと、神田委員からの質問で堺の児相から他府県の施設に措置した。たとえば児童養護施設は、堺の4ヶ所の児童養護施設の方でいいんですけど、児童自立とか、児童心理治療施設とか、他府県の施設に措置した方はどうするんですかっていうご質問があったかと思います。

○事務局 そこにつきましては、大阪府でも大阪市でも同じようなアンケートを施設にやっています。堺市は児童養護を4つやるというところで、自分ところの自治体で責任を持ってそのお子さんの満足度を調べていくというようなイメージで持っていますので、他府県措置については送らないというふうに思っています。

○神田委員 それぞれ府は府の施設に、大阪市は大阪市の施設に調査を行い、逆に堺市施設にも大阪市措置の子どもがいますが。

○伊藤座長 多分、アンケートの目的と先ほど策定要領とかを用いて説明してもらったところでもあったかと思うんですけども、メインで聞きたいのが今暮らしている施設で、意見箱とかその意見表明のための設備が整ってますか、その説明を受けましたかみたいなのが、そこをちゃんと確認して、どれくらい認知度があってとか満足度がどれくらいあってっていうところを聞きなさいよっていうのが趣旨なので、堺市内の施設だったり里親家庭で暮らしている子どもってそこに対して認知度が低かったら、堺市として施設とどうやってそこを上げていくかっていうことだと思うんですね。なので、例えばこのアンケートの趣旨がその児相の措置に対してどうだったかとか、ご説明を受けたかみたいなことになると、堺市が措置した子どもが対象になるんですけど、その調査の目的のところが多分ちょっと違うということかなと理解をしています。

○中村委員 皆さん対象年齢のところおっしゃられると私は思うところがありまして、これも私自分の経験でしか物を言えないんですけども、小学校の頃から私が未成年後見始めて、高校生にもなってる子が何人かいるんですけども、大体、本人さんたちの不満が出てくるのが、環境が変わったとき、中学生になったとか高校生になったっていうときに周りとの違いというのを大きく感じるようで、私が特に今こんなこういうところちょっと悩んだりしてるんだと聞くのが中1だったり高1だとする方が多かったです。

るので、そうなってくると、この年齢の区切りというのは、本人さんたちのその時思った不満とかですね、もうちょっとこうしてほしいなというところをちょっと拾い上げにくくしないのかなというのが少し思いました。だから毎年聞かれるのはかなわんということになってくると、ちょっと頻度で調整するということもありうると思うので、やはり小6中3高3というのは、対象の範囲として狭きに失するのかなというようにところは思っておるところです。あと、例えば、12番のところなんかは、意見表明を何らかしたことがある子にとってみると、この方法で自分がやりやすかったかやりにくかったかといったところの分析に繋がろうかとは思いますが、そもそもどの程度のお子さんが実際に意見を表明されているのかっていうところがあって、「ほとんど意見表明したことないですよ」みたいなことになってくると、あれなんですかね、意見箱が設置されてるってことで自分がしようと思ったら意見表明できるってことの確認みたいな感じなんですか。

○事務局 そういうのもあります。

○中村委員 でしたらそういう部分を拾うということはあるんでしょうけれども、私が言ってるのがこの策定要領とずれてたら申し訳ないんですけども、意見は持ってるけどなんで表明できなかったとか、意見表明したけれどもそれが自分として表明したことをどう受け止めて、要するに、自分の思った通りにならなかったにしろ、ちゃんと聞いたと思えてもらえてるかとか、その辺りも含めての満足度調査なのか、今申し上げたような、そもそも意見表明できる体制が取れてることを自分がちゃんと認識してるということを対象とするのかによっても変わってくると思うんですけども、ただ、今私が言った部分というのは、あんまりこの項目をチェックして判断できるものではなくて、何か自由記載欄を多くせないかんようなところにもなってくるので、ちょっとアンケートの趣旨にそぐわない部分もあるかなと思うんですけども、そこはちょっと気になったということです。

○伊藤座長 今の点、いかがですか。

○事務局 おっしゃられていることはわかっていて、13番の「⑩のいろいろな取り組みについて満足していますか」というところ。いろいろ取り組みがあって、12番では、一つ一つの取り組みについて満足とか不満とかというところですけど、そのやった後のお答え、お子さんの希望に沿うようなことをしていただけなかったということは多数あるかと思います。しかしながら、あるんだけど、例えば施設の職員さんがこういう理由だから駄目なんだよっていうような説明も踏まえて、満足しているかどうかというところが大事だというふうに思っていますし、私自身も施設の職員さんと話をす

るときには、そこまでやっての意見箱とか意見表明だよってというようなことで言っている、全部通すわけではないけれども、そこらの満足度も測ってもらうためのアンケートであったり、アンケートで測れないお子さんとの会話であったりっていうところを重視したいなというふうに思っていて、これを施設の方にアンケートとして持っていくときに、そういったところまで説明をさせていただいた上でさせていただければなあというふうには思っています。

○伊藤座長 あと中村委員からも指摘があったんですけど、ちょっと補足的に子どもたちが書ける自由記述の欄はちょっとずつ入れた方がいいかなと思っていて、ちょっとずつ余白があったりする、その数字に丸を打った理由だったり、コメントだったり、ちょっと書き足せるような形にしてもいいのかなとは思っています。あまり入れすぎるとまたそれはそれでプレッシャーになったりもするんですけど、あと一つ戻って、今中村委員が指摘されたところの選択肢を見て思ってたんですけど、先ほど神田委員の方から、ケースワーカーという言葉がやっぱり唐突に出て来てわかりにくいっていうのと、施設の方はケースワーカーって書いてるけど、里親の方は児童福祉司心理司っていうのはですね、あの文言を統一するということと子どもが読んでわかるものにするなどっていうのは大事なかなというふうに思います。私が今まで施設の子とかケアリーバーの方にインタビューしたりした中で、ケースワーカーでわかる子は多かったです。自分の担当のケースワーカーだとか担当がみたいな感じで、どうのこうのっていう子が多かったんですけど、ただ逆に、来てくれてる児相の人が心理司なのかケースワーカーなのかの区別はついてないような気がします、子どもは。なので何か児童相談所の人とか、子相の人とか、そういった方が、小学生とかだったらわかるのかなあと思ったりとかする。そこまた子ども相談所の方が実際に施設とかに子どもに会いに行ったときにどんなふうに自分の立場を説明されてるかってことも相談しながら、調査票でどう表現するか考えていただけたらと思います。あともう一つが施設向けのやつで、例えば10番11番12番で「先生」って言葉が出てくるんです。この「先生」が多分「施設職員」のことを指しているんです。「直接先生に伝える」とか、「施設内で定期的にある子どもと先生の集まりで伝える」。学校の先生なのか、施設の先生なのかわからないのと、堺の施設はまだ職員のことを先生と呼ばせてるのかっていう、すいません、呼んでいる施設もあるんでしょうねっていうようなことがあっても、何か施設の大人とか、施設の職員というふうに変えた方がいいかなと子どもがわからない、学校なのか何なのかってなるので、施設の大人、職員って書いてあったらわかりやすいかなと思いました。

○池尻委員 12番のところで気づいたんですけども、施設の方の12番です。里親さん方には「子ども相談所のケースワーカーや心理司」というのが入ってまして、こちらには入っていない状況です。それは元々ケースワーカーに言うということ度外視してるのかなと思っていて、ただ私が居たときは堺の担当ではなかったんですけど、ケースワ

一カーさんいらっしゃって、「何か不満ない？」などと意見を聴取されるっていうところありましたので、そこはどのようにお考えなのかなと。

○伊藤座長 これ何か意図がありますか。施設の方は児相の方を外した。

○事務局 多分、里親の方に意見表明のその手段をいろいろ書く中で、やはり意見箱っていうのがないっていうところがあって、できるだけ増やすっていうところでこっち側で増えたというところがありますので、後で合わせて統一するべきだったなというふうに思いますので追加させていただきたいと思います。

○池尻委員 年齢のところなんですけれども、やっぱり上限にはもちろん高3まで問題はないんですけど、下限のところですね。やっぱり下に行けば行くほど、子どもは絶対に面倒くさいからと言って、職員の制止振り切って乱雑に書きますし、そうすると、母数は集まったけれどもアンケートの有効性としていいものではない。どういうものになるのかっていうのは、やはりそこはそう出てしまいますので、先ほど中村委員のおっしゃっていただきましたように、中1ぐらいだと環境の変わり目で意見も出やすいってところがそこら辺をめどにされるのも一つかなと考えています。

○伊藤座長 実は去年、うちの大学院の院生が施設の小学生を対象にアンケートをとったんですけど、おっしゃる通りですね。1回目、全部1に丸をうってくるというのが何十通も集まって、これ集計にならないよねってことで調査をやり直したっていう苦い経験があるので確かに年齢は大事かなと思いますね。

○福田委員 意見表明するときに、その第三者に話がしたいみたいなものがもし聞けたらあってもいいのかな。これからの流れを考えたときにというのは1個思いました。それからもう1個は、子どもの権利ノートが、子どもたちにとってどれくらい身近なものとして、位置づいているのかみたいなのを聞く項目があってもいいのかな。これ、いくつか「権利ノートに何が書いてあるか知ってますか」って聞いてくれていて、これ大事だなと思っています。そもそも「権利ノートがどこにある？」みたいなこととか、「あるの、知ってる？」みたいな、どう聞いたらいいのかなと思うんですけど。なんか多分、今の流れの前で、権利ノートって多分子どもの権利擁護のプロセスがとても大事なものだとして扱われていたと思うんですけども、結構聞くと、「どこにあるかわからん」みたいな話も聞くので、何かそこらも、あんまり聞くと増えるからっていうところとの噛み合いがあって、増やしたいような、いや、「あれこれ聞くなよ」みたいなところ、ちょっと悩ましいんですけども。どうかなと思ったところです。

○事務局　たくさんご意見いただいて、修正できる部分は修正させていただこうというふうに思っています。ただ、対象年齢をどうするかという部分について、変更はさせていただこうというふうに思っております。ただ、どこをどう切るかっていうところ辺がまだボヤッとしておりまして、中村委員おっしゃる通り、例えば中1高1ですか、高3とか。

○中村委員　小学校高学年ぐらいになると、ある程度意見をある子は言えるだろうなということもありますしね。私が感じるのは中1、高1の子がよく先ほども申しましたけど周りとの違いをすごく感じやすいときにはなってくるんで、こうなんだあなんだみたいなのを聞かされることが多いのでちょっと気になって、ただそこを下限というふうに設定してるわけではないので、ちょっと難しいですけど。

○伊藤座長　あと先ほど福田委員から匿名性の担保っていうところで、中1だけ高1だけって言ったときに、わかってしまうっていうリスクもあるよっていうこともあるので、中1以上ってするのか、毎年経年で取っていきたいっていうのもその頻度で調整っていう案も中村委員から出ましたね。継続して取っていきたいのであれば、2年に1回とかにするとかってすると毎年これ書かなあかんやんっていうところがちょっと解決解消できるのかなと思うので、それも含めてちょっと変えて…。

○事務局　今、様々ご意見いただきましてアンケートの作り込みがまだ足りない部分、ご指摘いただいた部分は、修正をさせていただくということと、質問項目についていろいろ追加したらというふうなご意見をいただきましたので、質問項目あまり多すぎにならないように、また子どもが答えやすいところを念頭に置きながら、質問の追加ないし修正というところの作業をやっていききたいなと思います。もう一つのその対象のところについては、できるだけたくさん取れば一番アンケートとしてはいいかなとは思っているんですけども、他の施設の協力、お願いですが子どもの負担を考えて、今様々いただいたご意見を踏まえてどの年齢の子どもたちにするかって、また、検討させていただいて6月～7月ぐらいに発送できればいいかなと思っていますので、今日の意見を踏まえてまた考えていきたいと思っております。

○伊藤座長　ページはもう4ページ。施設の子、里親家庭の4ページを増やさない方向でと思うんですけど、8番、9番とかの「その人に直接言いにくい相談事がありますか」とか、「どんな悩みですか」というようなところで自由記述で書くようになってるんですけども、そして「書ける人のみ」となってるんですが、例えば、これ相談できない、言いにくいことしか聞いてないんだけど、実際に相談したことがある内容も聞く、相談しづらい内容も聞くっていうことが大事だなっていうようなことと、あといきなり

選択肢なしだとちょっとしんどいかなと思って、例えば選択肢で、「学校のこと」とか、「家族のこと」とか、「友だちのこと」とか、「異性関係のこと」とか、「何か将来のこと」とか、その他どこにも当てはまらないものとして、「その他」で自由記述みたいな感じで、何かどんなことを書けばいいのかなって、いきなり空白がわかりにくい子もいるかなと思ったので選択肢をいくつか作ってあげた方がいいのかなとは思いました。2年前にこれも全然別の文脈で子どもの施設で暮らしてる子と里親家庭で暮らしてる子にそれぞれこのようなアンケートをとったことがあるんですけど、施設で今暮らしている子どもたちは、何か施設のルールのこととか、学校のいろんな不満とかを職員さんによく相談している。あと実親との交流への不満とか、実親にもっとこうしてほしいみたいな相談はすごいできてるっていうのが出て、一方で、里親家庭の子どもたちは友だち関係のこととか、自分の将来のこととかは、施設の子よりも里親家庭の子の方が里親さんに、養育者によく相談できてるんだけど、実親のことは全然話せてないとか、「もっとお母さんに会いたい」とかってことは言えてないとか、何か施設の子と里親家庭の子で言ってる内容が何か全然違うみたいな結果になって、とってもそれぞれから何を整えなきゃいけないのか、意見表明の保障としてっていうのがすごくわかった調査があるんですけど、なので、何かそうやって対比させたり、どちらも共通して言えてないこともあるかもしれない。施設でどんな相談ができて、どんな相談はできてないのかっていうところを整えた上で、「その相談ができてないんだったら意見箱もどんなけ置いても駄目だよな」とか、「こういう対策をしたらいいんじゃないか」とか言えてない悩みとかに応じて、相談体制だったり、意見表明の体制を整えるべきかが、もう少しクリアになるのかなと、「意見箱とかじゃなくてもっと匿名性の高いやつの方が必要なのかなあ」とか、「これは第三者じゃないと駄目じゃないか」とか、「あの中の人には言いにくいんじゃないか」ってことは先ほど福田委員からも「第三者に相談したいですか」っていう質問を入れた方がいいっていうこともリンクしてくるんですけど、第三者による意見表明支援事業が望ましいのか、もっと施設で頑張らなきゃいけないのか、あの里親家庭の場合は意見箱とかないからもっと児相が行かなきゃいけないのかっていうことを分析していくためにももうちょっと丁寧に聞いた方がいいかなと思いました。

○門屋委員 ああ結構里親家庭の子どもたちって、子ども同士でサロンとか行事で仲良くなって、子ども同士で聞き取りしながら、お互いでケアしていつてくれてるんだって思いました。

○伊藤座長 多分養育者への不満とかは、施設の子は別の施設職員に言えたりするけど、里親家庭の子は言えない。里親への不満をどこで言ってるんでしょうねみたいなところで、相談相手のクロス集計したりするとなるほどとかって。

○門屋委員 里親同士でなんかね里親同士の関係性がいいと、「こんなん言ってたで」って言って、「あんなん言ってたで」って言って、「いや、ありがとう。また教えて」みたいなでやりとりやってますんで。

○伊藤座長 言えてること言えないことの内容の選択肢を作っていく。具体的に聞く感じでまた検討してもらえたらと思います。それでは次の議事に行きたいと思います。代替養育を必要とする子ども数の算出方法ということで、また事務局の方から説明をお願いします。

○事務局 資料 7 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み 説明

○伊藤座長 ただいまのご説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○神田委員 補足でももう一つ説明をお願いしたいんですが、表 1 は実績なんですね。実績の内訳はさっきおっしゃった里親、児童養護、乳児院へ、堺の児相が措置した子どもの人数ですね。

○事務局 これは堺市の子ども相談所が、大阪府であったり、大阪市であったり堺市であったりの里親、ファミリーホーム、児童養護、乳児院に措置した人数ということでご理解いただきたい。

○神田委員 堺市で代替養育を必要とした子どもの人数、内訳もありますか。

○事務局 はい、あります。

○伊藤座長 内訳もあった方がわかりやすいですか。

○神田委員 児童養護が一番多いだろうけど。

○事務局 そうですね、児童養護が圧倒的に。児童養護が 200、今、数字持っていないですけど。里親が 50 台中盤ぐらいで。

○伊藤座長 施設種別の内訳であったりとか、今年齢の区分はしてもらってるんですけど、例えば、昨年度、乳児院できましたけど、この 274 名の中に他府県の措置も含まれてるので、堺の乳児院にいる子が何人、里親家庭にいる子が何人、他府県の乳児院に預

けている子が何人っていうのが出てくるとまた堺の実態みたいなのはわかるかもしれないですね。児童自立についても、児童心理についても。養護はそんなに他府県というのはいないんですか、4施設で何とかなってる感じでしょうか。

○事務局 措置している施設数はたくさんあります。児童養護も含めて。他都市には各施設に1人とかで、堺市にはドーンと措置してるっていう感じです。

○事務局 ケース移管で、既にもう他都市の施設に入ってた子を堺市児童として受けるっていうこともあるので、市外の施設もある程度あります。

○伊藤座長 そしたらまたその辺も、これからこの懇話会の中で施設のこととかについて検討するときに資料として出してもらえると、またここで議論するとき有用かなと思います。

○事務局 わかりました。

○門屋委員 里親で委託されている児童の中で、去年あたりから一時保護の子どもさんを里親家庭に委託してるとかっていうのもよく聞いたりしてるので、里親家庭に委託してる子どもさんの内訳もちょっと…。

○事務局 一時保護をしている内訳ですか。

○門屋委員 一時保護期間中のお子さんを、里親家庭に委託している。

○伊藤座長 里親家庭の一保委託の件数ありますか。昨年度とか。

○事務局 年々増えてはおるんですけども、令和5年の一時保護委託でいうと子ども数が73名。延べ日数が1,254日です。

○伊藤座長 今、こっちの資料7の方は令和4年までしか出てなくて、令和4年の一時保護の子ども数が423なんですけど、令和4年度って出ます。

○事務局 令和4年が、一時保護委託の児童数が延べ39名、延べ日数が799日です。

○伊藤座長 423人中里親さんへの委託は39人ってことですね。1割ぐらいっていう感じですね。あとは一時保護所とか施設とか、やはり保護所が多いですか。

○事務局 保護所が一番多いとは思いますが、施設への一時保護委託も増えてはいますので、令和4年度でいいますと、一時保護所での一時保護児童数が262人、委託が161人です。

○伊藤座長 委託もすごく多いんですよね、国もなるべく委託をしていくようにという流れになろうかと思うんですけど…。計算式に則って計算したらこの数字ですという説明だった。

○事務局 申し訳ないですけど、いろんな計算の方法がございます。決めていかないと決まらないので。

○伊藤座長 なので堺市としてはいろんな参考にすべき指標がいろいろある中で、これを採用して見込み数をここに257と見込みますっていう説明だったかと思います。

○福田委員 この参考にある25ページの潜在的需要の算出に有用と考えられるデータがいくつか挙げられていますけども、これって堺市で出そうと思って全て出せるものなんですか。

○事務局 出せない部分もありました。

○福田委員 多分、そこらの検討というものがあってのここっていうのがわかると納得できるかなっていうふうに思ってます、多分、どの指標を使うかによって、かなり数字が上に振れたり下に振れたりするんだろうなと思うんですけども、最終的には多分どっかの段階で現実ラインどこらへんかなっていうのを、確認していく必要があるんだろうなと思うんですね。そのプロセスで国が挙げてるけども使えるものがどれなのか、使えないものがどれなのか、それを踏まえて使えるものを使ったときにどこら辺に数字が出てくるか。例えば、前回のものをそのまま適用すると、多分現実ライン見えそうにないなっていうのが数字を見たらはっきりわかるなと思いますので、何かそこらの検討プロセスで最終これが出てきたんだなっていうのが確認できると、結局将来のことなんでもわからんよねっていうのが前提とはいいながらも、ある程度どっかで、予測していくプロセスが必要なんだろうなと思いましたので、それだけ確認させてもらって、やっぱり国が言うてるけど、できないものはできないというところがわかったんで今の数字、無理のない数字になってるのかなという印象もあります。

○伊藤座長 堺市だから堺市の事情で使えない指標なのかどこの自治体もこれは難しいんじゃないかみたいなものとかあるんですかね。これたくさんある中で。

○事務局 例えばショートステイは表の 12 でお示しさせてもらってます。使いたいなっていうふうには思いましたけれども、数字がかなり動いていたりして、ここは変化率として求めるべきではないかなというふうに思ったりとか、そういったいろいろ悩みながらさせていただきました。先ほど申しました通りデータとして持ててない部分があったりもしましたので、そこについては計算することができなかったというところもございます。参考値で国が出していただいている部分がございます、極力、一つ一つ見させていただいて、検討したつもりなんですけれども、現行のやり方が一番ベターかなと。257 というのも、そこまでの外れな数字ではないかなというふうに思っております。

○福田委員 こんな指標があったら困るだろうみたいな指標もあって、「h」なんかはあり得ないなって思って、必要なのに措置していないっていう、そのこと自体が問題ですよねっていうことだと思うんですけども、その今堺市の実務の中で、いわゆる供給量が足りてなくて、ひっ迫している中で実務が困るということがあるのかなのか。もしくは将来それがあってはならないなというところがあると思いますので、そこらの実務の感覚みたいなのも教えてもらえると、いいのかなっていう。そんな気がして、多分そこがそのさっきの一保の話ともリンクしてくるのかなと思うんですけども、いっぱいだから委託なのか、適してるから委託なのか、何かそこだっただいぶ実務としては変わってくるだろうなと思います。そんな印象を持ちながら数字を見てました。

○伊藤座長 望ましいからベストチョイスとしての策なのか、泣く泣くなのかって、数字には出ないところですよ。それは「でも大事ですよ」って、ただ指標とか数値化するっていったときには出てこないけど、それをどう計画の中に盛り込んでいくかっていうところだと思うんですよ。

○事務局 一つだけ私自身が大事だなっていうふうなのがありまして、策定要領の 43 ページ目ですね。9 番の施設のところの高機能とか小規模化とかのページになるんですけども、その真ん中辺りのアの 2 番です。1 で算出した必要性が現状を下回る場合とかっていうようなところ書いてある部分の 3 行目、「代替養育が必要な子どもの行き場がなくなることをないように十分な受け皿を確保することに留意して、見込み数を見込んでおくこと」というようなことが書いてあります。これって非常に大事だなというふうに思ってますし、やはり社会的養護を考える上で、施設と里親というのは両輪だというふうに思ってますし、どちらもかけては駄目だというふうに思ってますので、十分な受け皿を確保するっていうことは大事だというふうに思っております。この 257 だけ

確保しておけばいいというようなものではなくて、この中には里親委託、児童数施設入所というのがありますけれども、全体から里親引くと、施設の数というふうになります。が、その数だけでは絶対に駄目で、もっと受け皿を確保しておかないと駄目だというようなことになるので、こういったところの部分については、しっかり見込みながら、様々な数字っていうのを作っていかなければならないというふうに思っております。

○伊藤座長 ありがとうございます。これで本日事務局の方が用意してくださった案件は全て終了いたしましたので、懇話会の進行、事務局の方にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

○司会 伊藤座長ありがとうございます。委員の皆様ありがとうございます。参考になるご意見をたくさんいただきましたので、この意見を踏まえまして、さらに作業を進めさせていただきたいと思います。それでは本日の懇話会、これで終了させていただきます。長時間にわたり、本当にありがとうございます。